

平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会社名 株式会社昭和システムエンジニアリング 代表者名 代表取締役社長 尾 崎 裕 一 (JASDAQ・コード 4752) 問合せ先 管理本部 総務部長 藤村 和義 電話 03-3639-9051(代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月19日開催予定の第49回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に伴い、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことにより、当社の取締役(業務執行取締役等であるものを除く)および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設および変更するものであります。

なお、定款第30条変更案(取締役の責任免除)については、監査役全員の同意を得ております。

- (2) その他条文の新設による条数の繰り下げを行うものであります。
- 定款変更の内容
 添付資料参照
- 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 19 日 (金曜日) 平成 27 年 6 月 19 日 (金曜日)

以 上

現 行 定 款	変更案
第1条	第1条
〉 (条文省略)	≀ (現行どおり)
第 29 条	第 29 条
(新設)	(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、取締役(業務執行取締役 等であるものを除く)との間で、同法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく責任の限度額は、法令で 定めた額を限度とする。
第 <u>30</u> 条	第 <u>31</u> 条
(社外監査役の責任免除) 第 40条 当会社は、会社法第 427条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、 同法第 423条第 1 項の損害賠償責任を限 定する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく責任の限度額は、 法令で定めた額を限度とする。	(監査役の責任免除) 第41条 当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、監査役との間で、同法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく責任の限度額は、法令で 定めた額を限度とする。
第 <u>41</u> 条	第 <u>42</u> 条